



令和6年3月28日

各位

会社名 株式会社トーア紡コーポレーション
代表者名 代表取締役社長 長井 渡
(コード: 3204 東証スタンダード)
問合せ先 執行役員 総務・人事担当
棚倉 浩一
(TEL. 06-7178-1151)

「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の一部改定を決議いたしましたのでお知らせいたします。

1. 改定の目的

本日開催の第22回定時株主総会において取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与の為の報酬が決議されたことに伴い、令和3年3月30日開催の取締役会において決議された内容の一部について改定をいたします。

2. 変更の内容

改定後の内容は次の通りであります。

(下線は変更部分を示します)

現行	改定後
<p>(指名諮問委員会・報酬諮問委員会)</p> <p>第22条 当社は、取締役等の指名及び報酬決定に係る透明性と客観性を確保するため、取締役会の諮問機関として「指名諮問委員会」「報酬諮問委員会」を設置する。</p> <p>2 「指名諮問委員会」「報酬諮問委員会」は、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）を委員長として、代表取締役及び社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）、で構成される。</p> <p>3 「指名諮問委員会」は、次の事項を審議し、取締役会に答申する。</p> <p>(1) 取締役候補者・経営幹部の選定</p> <p>(2) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）・経営幹部の解任</p> <p>(3) 代表取締役の後継者計画</p> <p>4 「報酬諮問委員会」は次の事項を審議し、決定する。</p> <p>(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）・経営幹部の報酬制度の設計</p>	<p>(指名諮問委員会・報酬諮問委員会)</p> <p>第22条 当社は、取締役等の指名及び報酬決定に係る透明性と客観性を確保するため、取締役会の諮問機関として「指名諮問委員会」「報酬諮問委員会」を設置する。</p> <p>2 「指名諮問委員会」「報酬諮問委員会」は、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）を委員長として、代表取締役及び社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）、で構成される。</p> <p>3 「指名諮問委員会」は、次の事項を審議し、取締役会に答申する。</p> <p>(1) 取締役候補者・経営幹部の選定</p> <p>(2) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）・経営幹部の解任</p> <p>(3) 代表取締役の後継者計画</p> <p>4 「報酬諮問委員会」は次の事項を審議し、決定する。</p> <p>(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）・経営幹部の報酬制度の設計</p>

<p>(2) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）・経営幹部の<u>個別報酬</u></p> <p>（取締役の報酬）</p> <p>第 24 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別報酬は月例の固定報酬とし、株主総会で決議された報酬限度額の範囲で、報酬制度に基づき、「報酬諮問委員会」が、個々の職制及び実績、経営内容や経済情勢を勘案して決定する。</p> <p>2 報酬制度の変更は、「報酬諮問委員会」の審議により決定する。</p> <p>3 監査等委員の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲で、監査等委員会の審議により決定する。</p>	<p>(2) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）・経営幹部の<u>固定報酬・株式報酬の額およびその割合の決定</u></p> <p>（取締役の報酬）</p> <p>第 24 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別報酬は月例の固定報酬と非金銭報酬である株式報酬で構成され、株主総会で決議された報酬限度額の範囲で、報酬制度に基づき、<u>固定報酬・株式報酬の額およびその割合の決定</u>に関しては、「報酬諮問委員会」が、個々の職制及び業績、経営内容や経済情勢を勘案して決定する。</p> <p>2 報酬制度の変更は、「報酬諮問委員会」の審議により決定する。</p> <p>3 監査等委員の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲で、監査等委員会の審議により決定する。</p>
---	--

・本ガイドラインは、本日付で当社 web サイトに掲載しております。

以上